

貸借契約書

1 事業名

2 履行場所

3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
貸借期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

4 貸借料 円 —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 —)
月額円 —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 —)

5 契約保証金 円 —

6 専属的管轄裁判所 広島地方裁判所

7 特約事項

上記の事業について、借借人と貸貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって貸借借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

ただし、契約書の作成に代えて、契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当該電磁的記録に地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

借借人

貸貸人